

I 中間報告書作成にあたって

1 地域福祉計画とは

地域福祉計画は市民一人ひとりの地域でのくらしを支える仕組みづくりについてまとめ、地域住民と社会福祉施設、民間事業者、社会福祉協議会、行政等が協働しながら取り組む計画です。法的な位置付けとしては社会福祉法第 107 条に規定され、「地域福祉」の推進を目的としています。また、吹田市民のくらしと健康を支える福祉基本条例の基本理念及び第 8 条に沿っている市の行政計画です。

2 中間報告書の趣旨

誰もが住み慣れた地域で健康で安心して暮らすことのできるよう「いのちとくらしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり」を目標として地域福祉計画を策定いたしました。

地域福祉の根幹でもあります地域の地道な支え合い・助け合い活動は各地区福祉委員会や民生・児童委員協議会、地域住民の方々を中心に一歩ずつ進められています。しかしながら、少子高齢化や個人のライフスタイルの変化を始め、複雑化する社会の影響から求められる福祉ニーズも日々多様化しています。そのような状況を受けて、第 2 次地域福祉計画の具体的施策の展開「55) 住民参加による地域福祉計画の進行管理」に基づき、地域住民、関係機関、事業者とともに計画の推進状況を点検し、住民等の意見を反映するために中間報告書を作成しました。

3 地域福祉計画の期間

今期の地域福祉計画の期間は、平成 23 年度（2011 年度）から平成 27 年度（2015 年度）までの 5 か年です。平成 25 年度は計画期間の中間年度にあたります。

